

●質問及び回答

| 対象案件 | | 水道局白川浄水場において使用する電力(特別高圧) | | |
|------|-------|--------------------------|--|--------------------------------------|
| No. | 質問日 | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
| 1 | 6月23日 | 7月7日 | 【政府の電気料金支援について】 仕様書、契約書(案)に記載の電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援策は、特別高圧の場合対象外となりますのでご了承ください。 | 了承いたします。 |
| 2 | 6月23日 | 7月7日 | 【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。 | 契約約款第11条第1項に記載のとおり、請求は書面によるものといたします。 |
| 3 | 6月23日 | 7月7日 | 【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書(案)に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承くださいませでしょうか。 | 分割請求が必要となる施設はございません。 |
| 4 | 6月23日 | 7月7日 | 【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載の通りでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 | 仕様書に記載のとおりです。 |
| 5 | 6月23日 | 7月7日 | 【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。 | 計量日時は毎月1日0時となっております。 |
| 6 | 6月23日 | 7月7日 | 【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。 | 北海道電力株式会社となります。 |

●質問及び回答

| 対象案件 | | 水道局白川浄水場において使用する電力(特別高圧) | | |
|------|-------|--------------------------|--|---|
| No. | 質問日 | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
| 7 | 6月23日 | 7月7日 | <p>【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告(通知書)を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせていただいております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。</p> | <p>検針結果等の通知書を別途提出の必要はございません。また、請求書に記載する内訳につきましては、契約約款第11条第1項及び第5項に記載したとおりといたします。</p> |
| 8 | 6月23日 | 7月7日 | <p>【契約保証金について】 保証金の免除について、札幌市水道局契約規程第25条第3項に該当する場合の免除のために必要なお手続きに関して、弊社が提出できる書類は契約書のみとなり、その他の書類(履行証明書等)の提出が必要な場合はご対応が出来かねます。その為、提出書類について事前にご教示いただく事は可能でしょうか。また、契約書の写しで問題ない場合、 ①「過去2年間」とはいつ時点から起算したとした期間でしょうか。 ②「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とはどういった情報(契約電力、使用電力量等)を基準として判断されますか。 ご教示いただけますでしょうか。</p> | <p>本件受注者の札幌市水道局契約規程第25条第3号該当の適否については、以下の条件を満たす契約案件の契約書(写)の提出をいただくことで確認いたします。 ①過去2年間(前年度及び前々年度)に本市その他官公庁との間で締結した契約であり、実績件数は数件以上(2件以上)の実績を提出すること。 ②同項に該当する「種類及び規模をほぼ同じくする契約」を満たすものとして、契約の内容は「電力供給契約」であること、また規模については、契約電力や予定使用電力量等により決定した「契約金額」が本件と同等の契約であること。</p> |
| 9 | 6月24日 | 7月7日 | <p>【契約種別について】 現在の契約種別をご教示ください。 (業務用電力、高圧電力等)</p> | <p>現在は特別高圧電力及び予備電力(予備線)での契約となります。</p> |
| 10 | 6月24日 | 7月7日 | <p>【料金メニューについて】 様式5-2「仕様書別表「指定施設一覧」」では予定使用電力が昼間・夜間と分かれており「時間帯別料金プラン」と認識できますが、「契約単価積算内訳書」では予定使用電力量の合計数値での記載であることから「一般料金プラン」での単価設定として問題ございませんでしょうか。</p> | <p>一般料金プランでの単価設定で問題ありません</p> |

●質問及び回答

| 対象案件 | | 水道局白川浄水場において使用する電力(特別高圧) | | |
|------|-------|--------------------------|--|--|
| No. | 質問日 | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
| 11 | 6月26日 | 7月7日 | 契約書(案)第3条のただし書に契約の解除の規定があるが、弊社では契約の開始以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとされる場合には、需給契約の消滅または変更の日に、料金(1年未満の使用部分に対し臨時電力(常時契約の1.2倍))を適用し、既に申し受けた料金との差額)および工事費等の精算していただく規定となっている。これについて認めていただけるか。 | 契約約款第12条に基づき協議いたします。 |
| 12 | 6月26日 | 7月7日 | 契約期間中に契約電力の増加を予定しているか否か。 | 契約電力の増加予定はありません |
| 13 | 6月30日 | 7月7日 | 提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等がございますか。 | 入札書の日付は作成日又は提出日(開札日を記載しないこと)とし、事前審査後、入札書提出期限までに提出願います。 |
| 14 | 6月30日 | 7月7日 | 自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用しているCISには自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加できるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。 | 質問No.9をご覧ください。 |
| 15 | 6月30日 | 7月7日 | 現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。(頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。) | 仕様書と同じ契約電力になります |
| 16 | 6月30日 | 7月7日 | 現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。 | 契約電力:1600kw 最大需要電力:R7.5月1356kw、R7.4月1398kw、R7.3月1380kw、R7.2月1422kw、R7.1月1428kw、R6.12月1440kw、R6.11月1380kw、R6.10月1362kw、R6.9月1344kw、R6.8月1446kw、R6.7月1470kw、R6.6月1340kw 契約電力の超過是正を行う予定はありません |

●質問及び回答

| 対象案件 | | 水道局白川浄水場において使用する電力(特別高圧) | | |
|------|-------|--------------------------|--|--|
| No. | 質問日 | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
| 17 | 6月30日 | 7月7日 | 契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。 | 契約約款第7条及び第12条に基づき、協議いたします。 |
| 18 | 6月30日 | 7月7日 | 最大需要電力が契約電力を超過した場合に、弊社では超過金の支払ではなく契約電力の増加協議もしくは超過是正の対応をいたします。その際、契約単価の変更が生じますが、問題ございませんでしょうか。 | 契約約款第7条及び第12条に基づき、協議いたします。 |
| 19 | 6月30日 | 7月7日 | 弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 | 差し支えございません。 |
| 20 | 6月30日 | 7月7日 | 請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。 | 差し支えございません。 |
| 21 | 6月30日 | 7月7日 | 送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。 | 契約約款第9条第1項に基づき、計量日時は毎月1日0時としておりますので、貴社の計量日を毎月1日とすることは差し支えございません。 |
| 22 | 6月30日 | 7月7日 | 計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。 | 契約約款第9条第1項に基づき、計量日時は毎月1日0時としておりますので、計量日が1日以外になることはございません。 |
| 23 | 6月30日 | 7月7日 | 電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。 | 分割請求が必要となる施設はございません。 |

●質問及び回答

| 対象案件 | | 水道局白川浄水場において使用する電力(特別高圧) | | |
|------|-------|--------------------------|---|--|
| No. | 質問日 | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
| 24 | 6月30日 | 7月7日 | 電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。 | 1枚の請求書に対し複数から支払うことはございません。また、請求書に記載する内訳につきましては、契約約款第11条第1項及び第5項に記載したとおりといたします。 |
| 25 | 6月30日 | 7月7日 | 請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、(基本料金単価×契約電力)+力率割引・割増相当額となりますがよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 26 | 6月30日 | 7月7日 | 自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。 | スマートメーターの設置は電力会社で実施しており、水道局では把握しておりません。 |
| 27 | 6月30日 | 7月7日 | 仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。 | 契約約款各条項において協議が可能であることを規定している内容については協議に応じます。 |
| 28 | 6月30日 | 7月7日 | 弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。 | 差し支えございません。 |
| 29 | 6月30日 | 7月7日 | 弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。 | 各月の支払いの請求額の計算に当たっては、当該月に係る最新の各種調整額を用いて算出願います。その為の協議については契約約款第12条第3項に基づき応じます。 |
| 30 | 6月30日 | 7月7日 | 燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での提案、契約締結は可能ですか。 | 契約約款別紙「単価一覧」第2項において燃料費調整を含む各調整を行うことについて記載しております。 よって燃料費調整額が発生しない料金制度での契約締結はできません。 |
| 31 | 6月30日 | 7月7日 | 落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。 | ご質問の内容は入札状況により決定いたしますので、現時点ではお答えできません。 |

●質問及び回答

| 対象案件 | | 水道局白川浄水場において使用する電力(特別高圧) | | |
|------|-------|--------------------------|--|---|
| No. | 質問日 | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
| 32 | 6月30日 | 7月7日 | 入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。 | 差し支えございません。 |
| 33 | 6月30日 | 7月7日 | 電子入札システムにて入札に参加する場合、入札書の添付は必要でしょうか。 | 電子入札システムへの入力をもって入札書の提出と同じ扱いとなりますので入札書の添付は不要です。ただし、契約単価積算内訳書の添付は必要です。 |
| 34 | 6月30日 | 7月7日 | 契約保証金の免除を希望する場合、必要な提出書類はありますか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。 | 契約保証金については、入札説明書第6項第3号及び契約約款第4条に記載のとおり、受注者が札幌市水道局契約規程第25条各号に該当した場合は免除となりますが、提出いただく書類は対応する各号によって異なります。 とりわけ札幌市水道局契約規程第25条第3号については、質問No.8をご覧ください。 |
| 35 | 6月30日 | 7月7日 | 契約書第11条2項(2)【当該地域における一般送配電事業者が定める託送条件等による】とありますが、仕様書の記載の通り、【北海道管内のみなし小売事業者が定める供給条件(適用期間を含む)による】という認識でよろしいでしょうか。 | 契約約款第11条第2項第2号の「一般送配電事業者」の記載は、あくまでも「その他の要因」の一例として挙げた「託送条件」に関する記載になります。 電気料金の算定に係る各種調整額については、仕様書第4項のとおり、「みなし小売電気事業者」が定める供給約款によるものと定めておりますのでご確認ください。 |
| 36 | 6月30日 | 7月7日 | 契約書案第17条【スイッチング申込完了後、施設ごとの電力切替え予定日(供給開始日)を文書にて報告すること。】とありますが、報告書の様式をいただくことは可能でしょうか。任意様式による場合、記載項目の指定はありますか。 | 施設ごとの電力切替え予定日(供給開始日)の記載を含めていただければ、特段報告書の様式は問いません。任意の様式で差し支えございません。 |
| 37 | 6月30日 | 7月7日 | 契約単価積算内訳書のA・B・Cの端数処理について指定はございますでしょうか。 | 「契約単価積算内訳書」に記載のない各項目の端数処理方法については、本件に係るその他関係資料においても定めはありませんのでご了承ください。 |
| 38 | 6月30日 | 7月7日 | 市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。 | 電力料金メニューの変更はできません。 |